

## フリースクールの転換と不登校特区のカリキュラム

王 美玲

### 1 本論の目的：フリースクールから不登校特区へ

これまでの不登校に対する対策は、不登校の児童・生徒を学校に復帰させることを最終目的とし、公的教育制度において支援を行ってきた。しかし、不登校の原因はさまざま、その欠席の理由を問わずに、ただ学校に復帰させるという対応は不適切であるという指摘も多々あった。とくに、不登校児童・生徒の中には、学校教育そのものに抵抗を感じている者が少なくないため、学校に復帰できないケースもあった。

1980年代後半から、不登校児童・生徒の保護者が、フリースクールと名づけた任意団体を設立する傾向がみられるようになった。その後、フリースクールの安定した運営を求めて、90年代には、特定非営利法人（NPO法人）へと運営形態を転換するプロセスがみられるようになった。

これらのフリースクールでは、児童・生徒の自発的な学習を重視し、文科省の学習指導要領には従わないカリキュラムを実施している。開設当初は、児童・生徒の不登校による情緒的な不安に対応することが中心で、フリースクールは不登校の一時的な居場所として位置付けられ、学校復帰を目的としているものは少ない。森田(2003)の「不登校に関する追跡調査」によると、児童・生徒はフリースクールに通うことによって、自宅にひきこもることなく、フリースクールに登校することで不登校を解消し、その結果、進学や就職を果たせたものも多く、フリースクールは不登校対策として一定の効果が認められている。

しかし、フリースクールは正式の教育機関ではないことから、児童・生徒はいくら登校しても、卒業という学歴を得ることはできず、学歴を得るためには、一般の学校に籍を置きながらフリースクールに通う、いわゆる二重学籍が必要であった。このことは不登校児童・生徒保護者にとって経済的な負担を強い、義務教育の無償化という理念にも違反している。このような状況を解消するために、構造改革特別区域制度（以下「特区」と称す）を利用し、学校教育の枠組みの中でフリースクールの独自の理念を実現しようとする試みがみられるようになった。

特区とは、「地方公共団体に限らず、民間事業者、NPO法人、個人、業界団体など、だれでも直接規制改革の提案ができる制度」で、「区域を限定して規制の特例措置を設けるもの」である（内閣官房構造改革特区推進室 2007）。特区では多分野にわたって特殊な理念が実現されており<sup>1)</sup>、教育分野においては、不登校を対象とする特区（いわゆる「不登校特区」）の実践がある。

不登校特区は、不登校問題を解決するために設けられ、法律に基づいた実践である。フリースクールは特区へと運営を転換することによって、合法的な組織として補助金なども

獲得でき、フリースクール時代の不登校問題や財政的な課題が解消されることが期待された。

ところが、2012年3月に、不登校特区のひとつ「湘南ライナス学園」が、運営困難によって閉校した。湘南ライナス学園は特区を申請するまで、19年間フリースクールを運営してきた実績を持っており、開校当初から高い期待が寄せられていた不登校特区であった。しかし、運営上の経済的困難や風評被害などによって退学者が絶えず、廃校に至った。

特区内では学習指導要領が部分的に緩和されており、学校側は独自にカリキュラムを計画し、学習効果をあげるために努力しているが、不登校児童・生徒の多くは、不登校によって学力不足であることは否めない。したがって不登校特区には、児童・生徒および保護者に対しては特区の授業とカリキュラムを納得してもらい、一般の学校に対しても、再登校可能なカリキュラムであることを理解してもらう工夫をすることが期待される。

これまで特区では、不登校対策ばかりが注目され、特区内で児童・生徒はどのように勉強し、どのように学習に励んだかという学習過程における効果はあまり注目されてこなかった。とくに不登校のみを対象とする授業とカリキュラムは、どのような内容で、それは一般の学校とはどのように異なっているかも明らかにされてきてはおらず、不登校特区が教育的な機能をいかに発揮しているかは不明のままである。

本論は、「日本における不登校特区のカリキュラム改革に関する研究」(\*)をテーマに、平成25年度に実施した調査研究をもとに、フリースクールによる不登校特区の実践が、学校教育の場という選択肢を増やし、民間の教育理念に基づいた教育は公教育体制で実現できることを示唆し、不登校特区は貴重な教育改革の実践例となると考え、不登校特区で行なわれている教育の現実を明らかにすることを目的としたものである。

不登校特区のカリキュラムの実態は、不登校対策そのものの一助となるのみならず、公教育のカリキュラム改革にも役立つと考える。

## 2 不登校特区の現状

### 2-1 不登校特区設置のきっかけ

各地方公共団体が、不登校特区を申請する理由はさまざまであるが、「特区申請書」を手がかりにみても、共通点としては、不登校出現率が県の水準または全国の水準を超えている地域で、不登校対策を積極的に試みようとしてきている。これらの地域では、学校に行かない、あるいは行けない児童・生徒のために、1989年より適応指導教室を開設し、別室登校を可能にしている。また、ひきこもりがちな不登校児童・生徒の相談役としてのメンタルサポーターも配置し、心のケアにも配慮してきている。

それにもかかわらず、不登校児童・生徒の数は依然として減少せず、東京都の八王子市では、特に適応指導教室にも通えない者が多く「欠席状況が続いているにもかかわらず、それぞれに進級し、または卒業している。こうした義務教育を受ける権利を有する児童・生徒に対して十分な教育が行なわれていない(八王子市特区申請書2003:3,4)」として、特区申請がなされた。岐阜県岐阜市でも適応指導教室を開設し、教職員の資質の向上などの

諸施策を整備してきたにもかかわらず、不登校児童・生徒数は横ばいで減少せず、抜本的な対応には至っていないと、特区の申請が行なわれている（岐阜市特区申請書 2003:1）。

不登校児童・生徒を、一時、適応指導教室に通わせることによって学校復帰を目指す地域は少なくない。しかし、適応指導教室と在籍校の学習環境や学力レベルが大きく異なっているため、「学校へ復帰しても授業についていけない」、または「学校生活になじめるか」といった不安を抱く児童・生徒も多い（岐阜市特区申請書 2003:2）。奈良県大和郡山市では、不登校児童・生徒に対して「一人一人成長のスピードが異なり、それぞれに独自の課題を抱えて生きる力の発揮が困難な状態にある」とし、児童・生徒の社会的自立、および発達過程を考慮した個に応じた教育課程の編成が大切であると、申請が行なわれている（大和郡山市特区申請書 2003:1）。

ところで、行政が不登校を支援する教育機関を設置する際に、「多大な時間と経費を要する」だけでなく、「適切な指導ができる専門的な知識を有する職員の確保が困難」などと考える地方もあり（神奈川県藤野町特区申請書 2004:3）、「公平・公正さは求められる等のため、迅速できめ細かな対応が図りにくい状況も存在する（東京都葛飾区特区申請書 2006:2）」というところもあり、学校教育の枠組み内で、新たな不登校対策を試行するには限界がある。

また、「子どもが一度不登校になると、保護者は学校や教員に対して不信感を募らせ、学校側の働き掛けが不調になる例が多い」ため、神奈川県教育委員会は「第三者に学校と家族の間に入ってもらわないと関係改善は見込めない」と認識している（神奈川県教委 2007:6）。不登校児童・生徒を持つ保護者や不登校経験者からも「既存の小中学校復帰だけを前提とするのではなく、様々な選択肢を認めた支援を望む」という声が出されている（長野県長野市特区申請書 2004:2）。したがって、行政は学校復帰にこだわらず、フリースクールとの連携を図ろうとする動きもみられた。

不登校になる原因はさまざまであるが、なんらかの理由で学校に対して不安あるいは不信感を持っている者がいる。そこで不登校特区では、「従来の学校のイメージから離れた学校らしくない学校を設立当初から目指した」（京都府洛風中学校 2009:12）」ところが多く、不登校児童・生徒を学校以外のところに再登校させることを目標とした。

さらに、不登校児童・生徒は、義務教育を受ける権利を有する者であるにもかかわらず、彼らは十分な教育を受けないで、義務教育という公的支援も受けないまま卒業してしまう。したがって、不登校特区では、学校への復帰ではなく、学校らしくない学校を目指して、児童・生徒に基礎的な学力を身につけさせ、心の居場所を提供し、精神的な不安を軽減し、進学や就労支援を主な目的とすることになる。

## 2-2 特例の概要

現在、運営されている義務教育段階の不登校特区は、1都8県で16自治体ある。表1には、特区の特例措置の内容を示したが、不登校特区が主に運用している特例は「802」、「803」、

「803(818)」、「805」、「810」および「820(801-2)」の6つである。「802」と「810」と「820(801-2)」は不登校のみを対象にしているのではなく、一般の学校でも多く利用されている。

特区では児童・生徒にゆとりを持たせて登校させるためには、できるだけ学校らしくないところに力を入れている。この目標を達成するために、まず、特例「802」「803」「803(818)」を利用して、教育内容およびカリキュラムを学習指導要領によらない弾力的な編成にする。つぎに特例「805」を使って、不登校で長期欠席（ひきこもり傾向）に陥った児童・生徒に対して、学習への不安を取り除き、教育支援センターや自宅での出席を認め、インターネット上の学習システムを業者から提供してもらい、ホームページにログイン、ログアウトした時間を出席扱いの時間とする。

また、特例「810」では、本来、都道府県にある人事権を市町村に与え、特区の申請者が市町村の費用で必要な人材を雇うことができる。また、不登校のための学校を作る場合、学校教育法施行規則によると、学校の運営者が校地と校舎を自己所有しなければならないが、特例「820(801-2)」を運用して、廃校を借りる形で、学校を設立することができる。

このように、不登校に関する特例内容は、不登校特区では不登校児童・生徒の学習意欲や登校意欲を促進するために、①学習指導要領の規定を緩和し、②出席扱いの基準を変更し、③学校の設立条件を引き下げる、といった3つの特徴がある。

表1 不登校に関連する特例措置および内容

特例番号	規制の特例措置	内容の概要
「802」	特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化)	教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。
「803」	不登校児対象学校における教育課程弾力化	不登校児童生徒等及び不登校状態の生徒を対象とした学校において、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。
「803(818)」	不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化	
「805」	IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大	地方公共団体等がIT等を活用して提供する学習活動を、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行う場合に、当該学習について、指導要録上の出席扱いとすること又は成果を評価に反映できることとする。
「810」	市町村負担教職員任用の容認	教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を可能とする。
「820(801-2)」	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置	小学校等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。

注：特例「803」の内容が「818」と重なったためのちに合併し「803(818)」となった。

出典：構造改革特別区域推進本部 HP (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>) (2013/9/1)

表2は不登校特区の一覧表である。神奈川県藤野町にある「湘南ライナス学園」の申請は、2004年12月8日に取り消されたが、同日に小田原市との連携で再申請された。しかし、前述したように、同校は2012年3月に閉校したため、2013年現在の不登校特区は14例である。正式の名称からみると、学校法人が8校で、適応指導教室が4か所で、ほかの教育機関を借りているのは3か所である。秋田県秋田市の「スペース・イオ」は高校に

付属し、岐阜市の「ぎふ・学びの部屋」は公民館を、そして大和郡山市の「ASU」は城内会館を借りて運営されている。

表2に示した特例の取下日とは、特区の資格が取り消され、運用している特例は今後どの地方でも申請なしで実施できることを意味している。これは特例の全国化ともいい、特区制度の最終目的である。ほとんどの不登校特区は、開設して2年から3年の間に全国化されている。特区として一番長く運営されたのは福島県の「会津若松市IT特区」で、特例802の全国化が遅かったからである。

表2 不登校特区の一覧

区域の範囲		特区の名称	正式の名称	特例措置の番号				認定年	取下日
1.秋田県	秋田市	スペース・イオ学習特区	明徳館高校・スペース・イオ			805		2004/3/24	2005/11/22
2.福島県	会津若松市	会津若松市IT特区	#ひまわり	802		805		2003/5/23	2008/7/9
3.東京都	葛飾区	地域連携・のびのび型学校による未来人材育成特区	東京シュール葛飾中学校				820(801-2)	2006/7/3	2007/7/4
	八王子市	不登校児童・生徒のための体験型学校特区	高尾山学園			803		2003/4/21	2005/11/22
4.神奈川県	藤野町	ノーマライゼーションを目指す町に「心の教育・トータルケアの場」をLD・ADHD児に保障する藤野町特区	湘南ライナス学園		803(818)		820(801-2)	2004/3/24	2004/12/8 申し出により 取消
	小田原市	LD・ADHD等の不登校児童生徒の個に応じた「生きる力」を育む教育特区	湘南ライナス学園		803(818)		820(801-2)	2004/12/8	2007/7/4
	横浜市	不登校等生徒支援教育特区	星槎中学校		803(818)	805	820(801-2)	2004/6/21	2007/7/4
5.岐阜県	多治見市	キョウ学習特区	#わらび学級			805		2003/5/23	2005/11/22
	岐阜市	不登校生徒を対象とした「ぎふ・学びの部屋」特区	ぎふ・学びの部屋		803(818)		810	2003/11/28	2006/7/3
	大垣市	ほほえみスタディサポート特区	#ほほえみ教室			805		2003/8/29	2005/11/22
	可児市	IT等を活用した学校復帰支援特区	#スマイルグループ			805		2003/5/23	2005/11/22
6.長野県	長野市	長野市地域力活用教育特区	いっづな学園				820(801-2)	2004/6/21	2007/7/4
	天龍村	地域と一体化したプロジェクト教育推進特区	どんぐり向方学園				820(801-2)	2004/6/21	2007/7/4
7.京都府	京都市	京都市不登校生徒学習支援特区	洛風中学校		803(818)			2003/11/28	2005/11/22
8.奈良県	大和郡山市	不登校児童生徒支援教育特区	学科指導教室ASU		803	805	810	2003/8/29	2006/7/3
9.愛媛県	今治市	今治市しまなみ教育特区	日本ウェルネス高等学校				820(801-2)	2005/7/19	2007/7/4
計		14例	14	1	7	7	2	7	

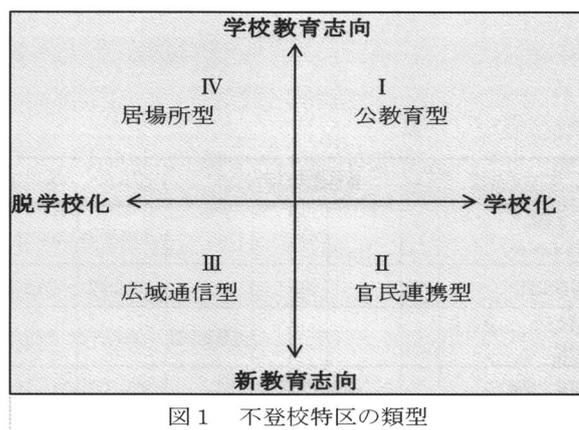
注：「#」は適応指導教室を再利用している特区である。

### 2-3 特区の類型化

特区の申請は地方公共団体のみ限定されているため、民間が申請する場合は、地方公共団体との連携が必要である。民間の申請者は、不登校になんらかの関わりがある者か、あるいは独自の教育理念をもつ者がほとんどである。不登校のみを対象としているため、教育に対する特定の関心と教育理念の一致が教職員の間で求められる。そして、児童・生徒一人ひとりに丁寧に対応するためには小規模の運営形態が望ましく、運営規模の拡大は

児童・生徒の需要に応じられず、教職員間の齟齬を招くことにもなる<sup>2)</sup>。

そこで、不登校特区の理念目標と申請者に基づいて、「学校教育志向—新教育志向」と「学校化—脱学校化」の2つの分析軸を用いると、不登校特区は図1のように分類できる。「学校教育志向—新教育志向」の軸は、公教育との関係を示すもので、学校教育志向は学校をサポートする位置にあり、公教育の理念を中心に設立する立場である。一方、新教育志向は、民間の教育理念に基づき新たな教育を行なおうとする立場である。



「学校化—脱学校化」の軸は、学校化は、不登校特区が学校法人の形をもち、その組織内では、権限の委託と職務の体系をもち、合理的な規則にしたがい、組織の目標を能率的に実現するものである。一方、脱学校化は、あくまでも学校教育の付属的存在で、運営規模の拡大は望まず、学校信仰にこだわらず、学校法人への転換もないとするものである。

類型化された4つの不登校特区は、そ

れぞれ以下のような特徴を持つ。

タイプ〈I〉の「公教育型」は、学校教育における公式団体として認められており、学校体制と密接に連携している。行政機関のみで運営しており、学習指導要領は行政の判断に応じて緩和されている。「高尾山学園」、「洛風中学校」および「学科指導教室 ASU」の3校がある。

タイプ〈II〉の「官民連携型」は、フリースクールと行政機関が連携して申請した私立学校で、学習指導要領は不登校児童・生徒の必要に応じて緩和されており、フリースクールの実践を学校化したものといえよう。これには、「東京シューレ葛飾中学校」、「湘南ライナス学園」、「星槎中学校」、「どんぐり向方学園」、「いづな学園」の計5校がある。

タイプ〈III〉の「広域通信型」は、企業団体が学校法人を立ち上げ、行政から廃校を借りて運営している。学校の形を持ちながらも広域通信教育を通して、独自の理念に基づき教育を行なおうとするものである。「日本ウェルネス高等学校」がこれにあたり、ほとんどは義務教育以上の教育段階を対象にしている。

タイプ〈IV〉の「居場所型」は、学校をサポートする立場で、IT等を活用した学習活動を行っており、一時的な居場所と位置づけられているので、正式な教育活動は行なわれず、生徒の必要に応じて1対1の補習授業を行なっている。あくまでも学校の補完的位置づけで、適応指導教室を活用している。

### 3 不登校特区のカリキュラム

次に、学校の形を取っている公教育型の「高尾山学園」と官民連携型の「東京シューレ

葛飾中学校」の、2つのタイプの特区を例に、不登校特区のカリキュラムの実態を具体的に示し、一般の中学校のカリキュラムと比較することによって、学習指導要領がどのように緩和され、不登校を対象にしているカリキュラムとなっているかを、明らかにしていきたい。

### 3-1 公教育型：八王子市立高尾山学園（2004年4月開校～現在）

高尾山学園は、東京都八王子市にある小学部と中学部を有する不登校特区である。生徒の募集には制限がなく、現在全校合わせて76人いる。現校長は黒沢正明で、特区学校においては初の民間出身の校長である。

同校の教科の指導に関しては、基本的に現行の学習指導要領に基づいて指導を行なっている。しかし、特例803を用いているため、児童・生徒一人ひとりの習熟度に合わせ、学習指導要領を部分的に緩和することができる。ここは行政だけで設立した学校で、基礎的な学力を身につけることを目的とし、生徒の習熟度にあわせて授業を行なっている。教科名についても、一般の学校と区別するために、特別活動を「学活」、総合的な学習の時間を「講座学習」に変更している。

中学部の1年は、授業を合同で行なっているが、2005年度から2年と3年において、生徒の学習意欲に応じてコース制を実施し、「基礎的学習コース(ベーシック・コース)(Bコース)」と「発展的学習コース(チャレンジコース)(Cコース)」に分けた。Bコースは基礎的な学習内容が学べるように個別指導を取り入れているが、Cコースはその学年の学習内容を基本としており、一斉授業形式で授業をしている。

このように個々の学力と学習意欲の差に対応するために、教科ごとに学習指導の方法や教材選択に工夫を取り入れている。また、同校は「不登校の子どもは何らかの対人関係のつまづきをもっていることが多い」ことから、「こういった子どもたちが円滑な対人関係を築くためには自己理解や自己受容を基本のねらいとしながらソーシャルスキルの向上を図ることが必要」(高尾山学園2005)であるとして、SSP(Social Skills up Program)を授業に導入している。授業の進め方としては、プリントや図示する方法を用いて、なるべく自分で考えたり、回答しやすくし、スタッフや教員の考えや意見を聞きながら授業内容を深めている。

さらに、社会性を育成するために、体験学習、調理実習、校外体験学習などを実施している。地域と連携しての職業体験、プレイルームを利用した遊び、野菜の栽培、作品展示会、スポーツレクディ(体育的行事)などの特別活動も行なっている。中学部では生徒の部活動があり、野球、バドミントン、美術、テニスなどがある。

### 3-2 官民連携型：東京シューレ葛飾中学校（2008年4月開校～現在）

東京シューレ葛飾中学校は、NPO法人東京シューレが中心となって設立した学校法人(東京シューレ学園)によって開校した。運営主体が民間施設であることによる運営上の不

安定さを避けるため、各学年は40人で、1年生から3年生を合わせて定員120人に制限されている。現校長は奥地圭子で、NPO法人東京シューレの代表でもある。

同校では特例820(801-2)を用いて、校地と校舎を自己所有しない学校法人を立ち上げた。教科の指導は学習指導要領の緩和によって、フリースクール時代の授業内容と理念を引き続き応用し、教職員を「スタッフ」と呼び、クラスを「ホーム」と名づけている。登校時間は9時40分、授業時間は1日4時間で、授業は少人数と体験学習が重視されている。

フリースクールが立ち上げた学校であるため、いくつかの必修科目の名称を変えており、できるだけ不登校の生徒に学校を感じさせないような工夫をしている。たとえば、国語を「日本語」、体育を「スポーツ」、道徳と特別活動を合わせて「コミュニケーションタイム」、総合的な学習の時間を「いろいろタイム」と名づけている。

2012年度からは、国語・社会・数学・理科・英語の5教科を40分授業に、音楽・美術・保健体育・技術家庭の4教科を60分授業に変更した。主要科目の授業は学年別とホーム別（1～3学年混合）に行っている。個々の需要に応じるため、2010年度から必修教科（特に国語・数学・英語）を補完する目的で「個別授業」の時間を設けた。

「いろいろタイム」は、生徒の興味や関心のあるテーマによって1日体験の時間に使ったり、年間行事の開催に向けて準備をしていくこともある。分野としては自然体験、進路相談、保健体育、文化芸術、教科関連学習、仕事体験などが挙げられる。

また「プロジェクト」は、体験学習の活動を独自に実施し、生徒が自らテーマを選び計画し、それを実行する。「それぞれの活動の時間」は部活動に当たるもので、スポーツ（体育館、グラウンド）、ダンス、剣道、お菓子づくり、バンド、美術、イラスト、パソコン、個人学習、実験などホームごとの自由時間である。また、年間行事として、文化祭や修学旅行などもある。

この学校では生徒の必要に応じてカリキュラムや活動を決めているため、週に1回はホームごとのミーティング、月に1回は全体ミーティングが開かれ、生徒の意見に基づいて授業内容を組み立てている。

#### 4 不登校特区と一般の学校との比較

不登校特区では、学習指導要領によらないカリキュラムを実現することによって、児童・生徒をもう一度学ばせることを目標としている。表3には、一般の学校と公教育型と官民連携型の授業科目と時間数を比較して示した。

年間35週授業することは共通しているが、年間総授業時間数は、一般の学校が1,015時間であるのに対して、不登校特区では、教育型が805時間で、官民連携型は794.5時間で、大幅に少なくなっている。また、1単位の時間数も50分から45分と40分へと短く、不登校特区は一般の中学の約8割の時間数となっている。なお、文部科学省の「不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項（2005年）」によれば、東京シューレ葛飾中学校は年間770時間のカリキュラムで可能で

あったが、生徒の学力を考慮して、2012年度から現在の794.5時間に変更した。

表3 一般学校・公教育型および官民連携型の授業時間数(2013年度)

	一般学校			高尾山学園			東京シューレ葛飾中学校		
	中1	中2	中3	中1	中2(C)	中3(C)	中1	中2	中3
国語(日本語)	4	4	3	2	3	3	1.3	1.3	1.3
社会	3	3	4	2	1.5	1.5	1.3	1.3	1.3
算数・数学	4	3	4	2	3	3	1.3	1.3	1.3
理科	3	4	4	2	1.5	1.5	1.3	1.3	1.3
音楽	1.3	1	1	2	1	1	1	1.3	1
図工・美術	1.3	1	1	1.5	1	1	1.3	1	1
体育(スポーツ)	3	3	3	2	2	2	1	1	1.3
技術・家庭	2	2	1	1.5	1	1	1.3	1.3	1.3
外国語(英語)	4	4	4	2	3	3	1.3	1.3	1.3
道徳	1	1	1	1	1	1	*1	*1	*1
特別活動(学活)	1	1	1	1	1	1			
総合的な学習の時間 (講座学習)(いろいろタイム)	1.4	2	2	4	4	4	3.7	3.7	3.7
個別授業(国数英)							0.7	0.7	0.7
プロジェクト							1.7	1.7	1.7
それぞれの活動時間							4.5	4.5	4.5
合計	29	29	29	23	23	23	22.7	22.7	22.7
年間授業数	1015時間			805時間			794.5時間		
年間授業数の比率	100.0%			79.3%			78.3%		
一単位時間	50分			45分			40分/60分		
登校時間	08時30分			09時30分			09時40分		
下校時間	16時00分			16時00分(最終)			16時30分		

注：一般学校は学習指導要領の規定に従っている。

(C)：高尾山学園では児童・生徒の学習願望により中2・中3ではB(ベーシック)コースとC(チャレンジ)コースから学習するコースを選択できる。BコースとCコースの週時数は同じく23時間であるが、Cコースは主要科目(国・数・英)を1時間増やし、その代わりに音楽、図工・美術、技術・家庭の時間を1時間減らした。ここではCコースを例に挙げている。

\*：東京シューレ葛飾中学校では道徳と特別活動を合わせて「コミュニケーションタイム」と呼んでいる。また、プロジェクトと必修科目を補完する目的で「個別授業」の時間を設置している。

(出典：筆者が学習指導要領と高尾山学園・葛飾中学校の学校要覧によって整理・作成した)

特区の学校では、授業時間を短くし、登校時間も遅めの9時30分(官民連携型は9時40分)であるが、下校時間は16時前後で同じである。しかし、特区では授業への参加は、児童・生徒の意欲に任せているので、授業に参加したくなければ16時前に下校することも可能である。

主要科目(国語、数学、英語、理科、社会)の授業数は、公教育型も官民連携型も一般の学校に比べると半分以下となっているが、他の教科(音楽、図工・美術、技術・家庭)ではそれほど大きな差が見られない。道徳と特別活動では、一般の学校と公教育型は1時間で

同じであるが、官民連携型は道徳と特別活動を合併して「コミュニケーションタイム」とし、授業時間を2時間から1時間に減らした。

一番大きく異なっているのは、不登校特区では総合的な学習の時間（講座学習・いろいろなタイム）を大幅に増やしたことである。官民連携の場合、総合的な学習の時間のほかに、さらに別にプロジェクトという時間を設けている。不登校児童・生徒の多くは、学校をほとんど欠席していたために、勉強についていけない、あるいは学習意欲が低い傾向がある。また、不登校が心理的・情緒的要因に起因している場合、情緒不安から教室に入れないこともある。さらに長期欠席から登校恐怖に陥っている子どもも少なくない。したがって、登校への刺激を与えないようにし、そのうえで基礎的な学力と社会力を身につけさせることが重要である。

不登校特区では、児童・生徒の不登校の状態に応じて、基礎学力の向上と集団生活での人間関係能力を養うことを目指している。学校らしくない学校にするために、教科の名前を変えたり、体験的な学習を増やしたりして、児童・生徒を多様な活動に参加させることによって、学校に抵抗を感じずに登校させ、結果的に不登校の解消、あるいは軽減にもつながるといえる。

しかし、総合的な学習の時間の効果は測定不可能であるため、学力低下にもつながるといふ批判もあり、現在このような体験的学習は、一般の学校では授業時間数を削減する傾向にあり、学習指導要領の基準にしたがっている学校は主要科目に重点を置くようになってきている。それに対して、不登校特区では学校・家庭・地域との連携のもとに、経験中心のカリキュラム、あるいは問題解決学習が重視されているのである。

## 5 おわりに

以上、不登校特区のカリキュラムについて考察してきたが、不登校特区では、授業時間数を学習指導要領の規定より大幅に削除し、体験学習を重視するという2つの特徴があることが明らかとなった。また、児童・生徒のニーズと能力を考えた授業を行なっているため、習熟度別授業の効果が最大限に引き出されている。

カリキュラムは、児童・生徒の登校意欲に応じて構成されているので、不登校状態の解消には一定の効果がみられた。特区へ再登校できたことは、児童・生徒が公的学校システムに復帰できたことを意味するだけでなく、社会との繋がりをもつことにも役立っている。とくに近年増加する傾向にあるひきこもり状態の事前予防策にもなると考えられる。

特区内では、カリキュラムを最大限減らし、ゆとりを与えすぎること、学力の向上には役立たないと批判されている。不登校特区に来る児童・生徒のほとんどは、それまで長期欠席していたために、学力の不足は否めない。しかし、学力を平均以上に伸ばすよりも、基礎学力を身につけさせ、不登校児童・生徒の学習意欲をもう一度引き出すことが重要であろう。

不登校を対象とする学校のカリキュラムは、特別な需要のある児童・生徒のために構成

されているので、どの児童・生徒にも通用するものではない。特例の全国化は、特区制度の最終目的であるが、特区におけるカリキュラムは、一般の児童・生徒にとっては必要性が薄いだらう。不登校特区の特例がいまだにうまく全国化できない原因もここにあるといえる。

しかし、体験学習は、従来の学校で行なわれている一斉授業方式よりも、児童・生徒に体験して学ぶチャンスを与え、教科書以外の学習もでき、社会性の育成には大いに役立つと考えられる。このような不登校特区の実践は、今後の不登校対策を考える際に、無理やり学校復帰させるよりも、多様な理念に基づき柔軟に、児童・生徒の必要に応じて多元的な教育体制を提供することが重要であることを示唆している。

\*本研究は平成 25 年度日本交流協会フェローシップ招聘に基づいて行った研究（題目「日本における不登校特区のカリキュラム改革に関する研究」）の成果である。

#### [注]

- 1) 特区は「生活福祉」、「産学連携」、「産業活性化」、「環境・新エネルギー」、「IT」、「教育」、「幼保連携・一体化推進」、「国際物流」、「農業」、「まちづくり」、「都市農村交流」、「国際交流・観光」および「地方行革」の 13 分野にわたって実施されている。不登校特区は教育の範囲に入っている。
- 2) 『読売新聞』1992 年 8 月 29 日朝刊。和歌山県にある「きのくに子どもの村学園」は開園当初、学園側と教職員の一部が教育方針を巡って対立し、学園側が教職員を解雇するという騒ぎが起こった。

#### [参考文献]

- 学校法人東京シューレ学園・東京シューレ葛飾中学校, 2013, 『2012（平成 24）年度教育活動報告書』。
- 学校法人東京シューレ学園・東京シューレ葛飾中学校, 2010, 『2009（平成 21）年度教育活動報告書』。
- 『学校法人東京シューレ学園・東京シューレ葛飾中学校 2009 年度学校要覧』。
- 『学校法人東京シューレ学園・東京シューレ葛飾中学校 2011 年学校案内』。
- 神奈川県教委, 2007, 『学校復帰にこだわらず』不登校対策『内外教育』3 月号:6-7 頁。
- 京都市洛風中学校, 2009, 「天然素材の中で生徒に安心感」『内外教育』11 月号:12-13 頁。
- 国民教育文化総合研究所, 2006, 『教育総研・教育制度研究委員会「教育特区」小委員会報告書 教育特区に問われる教育の公共性』国民教育文化総合研究所。
- 高倉ひでみ, 2005, 「不登校児童・生徒のための体験型学校特区—不登校児童・生徒のための公立小中一貫校—」『学校運営』9 月号: 12-15 頁。
- 特定非営利活動法人 21 世紀教育研究所学びリンク編集部, 2006, 『教育特区ハンドブック』学びリンク株式会社。
- 並川信乃, 2006, 『市民・自治体の政策実験—特区制度は活用できるか—』生活社。
- 内閣官房構造改革特区推進室・内閣府構造改革特区担当室, 2007, 『構造改革特区～地域特性を活かして魅力を創出～』。
- 森田洋司, 2003, 『不登校—その後 不登校経験者が語る心理と行動の軌跡』教育開発研究所。

文部科学省, 2011, 『中学校学習指導要領』 東山書房.  
『平成 25 年度八王子市立高尾山学園小学部・中学部学校要覧』.  
『平成 25 年度高尾山学園・視察資料』.  
八王子市立高尾山学園小学部・中学部, 2005, 『不登校児童・生徒のための体験型学校 高尾山学園の試み』.  
神奈川県藤野町, 2004, 「ノーマライゼーションを目指す町に『心の教育・トータルケアの場』を LD・ADHD 児に保障する藤野町特区」申請計画書.  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/040419/dai4/037.pdf> (2013/2/2)  
神奈川県小田原市, 2004, 「LD・ADHD 等の不登校児童生徒の個に応じた『生きる力』を育む教育特区」申請計画書.  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/041208/dai6/031.pdf> (2013/2/2)  
岐阜県大垣市, 2003, 「ほほえみスタディサポート特区」申請計画書.  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/sankou/030425/17.pdf> (2013/2/3)  
岐阜県岐阜市, 2003, 「不登校生徒を対象としたぎふ・学びの部屋特区」申請計画書.  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/031222/028.pdf> (2013/2/3)  
岐阜県多治見市, 2003, 「キキョウ学習特区」申請計画書.  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/sankou/030526/040.pdf> (2013/2/3)  
岐阜県可児市, 2003, 「IT 等を活用した学校復帰支援特区」申請計画書.  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/sankou/030526/041.pdf> (2013/2/3)  
東京都八王子市, 2003, 「不登校児童・生徒のための体験型学校特区」申請計画書.  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/sankou/030425/17.pdf> (2013/2/2)  
東京都葛飾区, 2006, 「地域連携・のびのび型学校による未来人材育成特区」申請計画書.  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/060629/dai11/11toke.pdf> (2013/2/2)  
長野県長野市, 2004, 「長野市地域力活用教育特区」申請計画書.  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/041208/dai6/044.pdf> (2013/2/2)

所属：台湾 淡江大学日本語学科

E-Mail アドレス：mlwang@mail.tku.edu.tw